



2025年7月29日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 清崎 哲也
(東証スタンダード・コード9127)
問合せ先 取締役 松本 和成
(TEL 03-5439-0260)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、2025年8月13日から3か月以内に開催する可能性がある当社臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本株主意思確認総会に係る基準日等について

当社は、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年8月13日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年8月13日（水曜日）
- (2) 公告日 2025年7月29日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。
<http://www.tamaiship.co.jp>

2. 本株主意思確認総会の開催及び付議議案について

当社は、2025年7月14日付け「Sun You Ning 氏による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様による

ご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する熟慮期間を確保し、その上で株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的として、Sun You Ning 氏（以下「Sun 氏」といいます。）による当社株券等を対象とする急速かつ大量の買集め行為を踏まえた、①Sun 氏による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②Sun 氏による当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

当社は、Sun 氏による今後の大規模買付行為等に係る当社株式の取得の結果及びその評価・検討の結果（Sun 氏と株式会社アイエスシーその他の者たちが実質的に共同して当社株式の買集めを行っている可能性に関する調査の結果を含みます。）、仮に、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであるとする場合には、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するべく、本株主意思確認総会を開催することとしております。当社は、当該理由又はその他の理由により、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本日、当社取締役会において、その招集のための基準日の設定について決議したものであります。

なお、当社は、本株主意思確認総会を招集することとなった場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第お知らせいたします。

以 上